ロ　標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ　与信相当額の算出に用いる方式

ロ　グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ　担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ　ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ　担保の種類別の額

ヘ　担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト　与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ　信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2)　原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3)　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4)　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5)　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6)　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(7)　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(8)　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9)　自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i)　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii)　連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のＥＡＤの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii)　連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のＥＡＤの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(12)　自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ　連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2)　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3)　自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5)　自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

七　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1)　上場株式等エクスポージャー

(2)　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

九　金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（半期の開示事項）

第四条　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ。」とあるのは「除く。」と読み替えるものとする。

2　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫に係るものに限る。）については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号ホ中「をいう。第五条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」とあるのは「をいう。」と読み替えるものとする。